



IASB、欧州および米国における IFRS プロセスの見通し

PwC フランスが昨年 10 月に主催した「IFRS 2007」会議の開催にあたり、IFRS の主要関係者にインタビューを行いました。このインタビューでは、SEC、EU 基準設定主体および欧州監視機関による IFRS の進捗状況に関する見解、そして IFRS 適用の首尾一貫性について議論しています。

インタビューの対象者：

- 金融市場庁 (AMF) の主任会計士代理、証券監督者国際機構 (IOSCO)、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) および欧州円卓会議オブザーバー、Sophie Baranger (SB)；
- 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の技術専門家グループ議長、Stig Enevoldsen (SE)；
- PwC UK における会計コンサルティング・サービスのリーダー、Peter Holgate (PH)；
- 米国の国際会計および SEC サービスのリーダー、Dave Kaplan (DK)；
- 国際会計基準審議会 (IASB) 議長、David Tweedie 卿 (DT)；
- PwC 欧州事務所の主任会計士、欧州委員会円卓会議の PwC 代表、Leandro Van Dam (LVD)

IFRS の国際的な広がり、IFRS の適用を最初に決定した「優良クライアント」である欧州にとってどのような意味を持ちますか？

DT: 欧州が IFRS の適用を決定したことで、IASB は単なるシンクタンクとして存在ではなくなりました。現在では、IASB は世界で 100 カ国を超える国々の基準設定主体となりました。

欧州による関与は重要ですが (現在欧州からの IASB メンバーは 5 人)、中国、インドなどその他の経済圏も IASB の活動に参加するようになっています。これらの国々は自国の代表者を IASB メンバーにしたいと考えています。実際に現在、中国の代表者が IASB メンバーとなっています。また世界第 2 位の経済大国である日本からも一人の代表者がいます。これらの国々は、今後さらに自国の代表者を IASB メンバーにするよう要求する可能性があります。

我々は評議員会と今後の方針、とりわけ今後 5 年間で IASB がどのような活動を行うかについて検討しています。大きな問題のひとつとなるのは米国に関する問題です。なぜなら、現在米国は世界の資本の約半分を占めており、強い発言力を有しているからです。IASB は、今後さらに国際化する必要があります。これらの問題については、2008 年始めに開始される定款の再検討で取り上げる予定です。

CMcC: IFRS の世界的な適用に弾みをつけたのは、EU による IFRS の適用でした。したがって、私は、EU の意見が IFRS の様々な統治機関、評議員会および統治機構全体に反映されると期待するのが妥当だと考えます。私は、今日グローバルスタンダードとなつつある IFRS の適用に欧州が果たしてきた役割の大きさが考慮され、近い将来、国際会計基準委員会財団 (IASCF) 評議員会の議長が欧州から選出されることを期待しています。

EU の主張を IASB に最も良く伝えるには、どのようにすればよいでしょうか？

SE: できるだけ強固な意見を打ち出すことが重要です。我々は、欧州における協調を進めることで、これを達成できるでしょう。IASB は、欧州を単一の活動体とみなしており、協調により我々のメッセージが強いものになれば、我々にとって良い結果がもたらされると考えます。

EU の基準設定主体からの報告に満足していますか？

SE: 我々は、欧州において EU 基準設定主体と良好な関係を築いています。我々は欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の技術専門家グループの活動に関して良い報告を受けています。また、我々が新たに開始した先進的会計活動「PAAINE」では、我々は長期的視野に立った考えを展開しています。これについては収益認識、受託責任、業績報告、負債と資本の分類に関する問題等に関するペーパーが既に公表されている、あるいは公表準備段階にあります。主要各国の会計基準設定主体が、EFRAG と協調してこれを主導しています。欧州において、我々が困難を伴っても IFRS を受け入れたいと思うのであれば、それに伴う相応な資金を確保する必要があります。

新基準について、その影響に関する調査は必要ですか？

SE: 影響を評価する時期について検討する必要があります。私は、それらの評価は、基準の公表前に実施すべきだと考えます。基準の公表前に評価を実施しなかった場合のリスクとしては、ある問題が特定され、その後 EU の承認プロセスにおいて会計法規委員会(Accounting Regulatory Committee; ARC)、EFRAG あるいは欧州議会のいずれかが当該基準は欧州での適用に適さないと判断し、その結果、当該基準あるいはその一部が削除されることが考えられます。

欧州委員会円卓会議は、IFRIC および IASB とどのように連携していますか？

LVD: この会議には、毎回 IASB の代表が参加しています。これまでに、欧州委員会あるいは欧州委員会の代表が、IASB または IFRIC の問題への取り組み方に不満を表明しました。しかしながら、それが変更を帰結したか否かにかかわらず、そこから何らかの改善が生まれたとは考えません。

欧州委員会円卓会議の目的は何ですか？

LVD: この円卓会議の目的は、EU 全体で IFRS を適用することにより生じる重要な問題について議論することです。我々は、この議論を通じて、IASB あるいは IFRIC への照会を要する欧州の問題を明らかにします。

我々が 2006 年にこの円卓会議を開始した当時、多くの問題はその特定が容易でした。我々は 2005 年に全面適用を経験したので、我々には 3、4 年の経験がありました。これから、2006 年から 2007 年にかけてのプロセスを経験することで、我々はどうにかして欧州全体に共通する問題を明らかにしたいと考えています。フランス、ドイツあるいはイタリアなどの各基準設定主体が、自国に固有の問題を明らかにしていますが、それらの問題は概して欧州全体に共通する問題ではありません。

私は、すべての会議参加者の意見をもっと考慮すべきだと思います。おそらく議論されたトピックスの 90%は、会計専門家によって提案されたものでしょう。

基準諮問審査グループ(SARG)については、どのように考えていますか？

PH: 現在、会計法規委員会(ARC)、欧州委員会、および欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が存在します。また欧州議会からの参加があり、そして今度はさらに別の機関として SARG が組織されました。SARG は、EFRAG が任務を適切に遂行しているかをチェックするための機関です。このチェックに関する問題は、監査人を誰が監査するか、監査人を監査した人を誰が監査するか、またこの監査の連鎖をどこで止めるか、これほど多くのチェック機関が本当に必要か？という問題に通ずるところがあります。

欧州議会は、将来、IFRSs に異を唱えることがあるでしょうか？

CMcC: 欧州議会は、この承認プロセスで重要な役割を担っており、これには常に一定の時間を要します。しかし、この承認プロセスは民主的なプロセスです。したがって、皆がこのプロセスに慣れる必要があります。

SE: 欧州議会は、欧州の利益を確保することを目的として欧州の人々によって選ばれた機関です。このため、当然のことながら、欧州議会は法制化された会計基準が欧州の人々の要求を満たすものとなるようにする義務を負っています。

SB: 欧州議会は、基準の適用に関して優位性を保ち、これを主導していきたいと考えていると思います。

欧州議会は、新たな存在であり、適用プロセスにおいてはその点を考慮しなければなりません。これは簡単なことではないでしょう。IFRS 第 8 号の時に起こったような、プロセスの最終段階における議員の介入が生じないよう、議員たちの間でロビー活動が行われることを意味します。

承認プロセスには時間がかかりますか？

SB: 承認プロセスが長引くことは明らかでしょう。現在、ひとつの基準が正式に欧州法となるには 8 ヶ月かかります。IFRS 第 8 号に関しては、1 年かかりました。

SE: 当然のことながら、欧州議会を取り込んだ現在では、より多くの時間を要します。しかし、これは欧州の問題でしょうか？ IASB は現在既にグローバル・プレイヤーとなったことを認識する必要があります。IASB は世界のルールを設定しているのです。IASB は、基準の設定に十分な準備期間(1 年程度)を確保することで、企業が準備を行い、世界中の立法者がそれを法制化できるようにしなければなりません(将来的には米国もこれに含まれます)。我々が EU において精査なしで IFRSs を受け入れたのと同じように、SEC が精査なしで IFRSs を受け入れるかどうかについては、SEC がこれを受け入れるとは思いません。

EU における IFRS 適用における品質および首尾一貫性に満足していますか？

CMcC: IFRS の適用を成功させるためには、IFRS が原則主義である必要があります。これにより、会計士および監査人による判断の行使が可能になります。このため、監査人、会計士および発行企業には、自らの経験のすべてを結集させるための時間が確保されなければなりません。

我々は、今年(2007 年)始めに、加盟 27 ヶ国全体における IFRS の適用状況を評価するための調査を開始しました。我々は、この調査が年末あるいは来年始めまでに終了すると予想しており、その終了後に評価を実施します。

CESR が次に事例を公表するのはいつ頃ですか？それらの決定に関連して、実務ではどのようなことが生じますか？

SB: 現在、プロセスにおける公表に関して第二の波が来ていると言えます。我々は、これらの CESR の立場によって許容される実務が明確になり、さらに不十分な実務が示されるのを期待しています。CESR の公表がある決定に基づいて行われた場合、その決定は規制当局グループにより承認されていると言えます。

我々は、特定の事実および状況(状況が類似しているものの、原則主義の基準を採っているために、それらに対する処理が異なる場合)に注意しなければなりません。処理に多様性が生じているものの中には、IFRS の一般原則の範囲で容認されるものもあります。

世界中で IFRS の適用プロセスに差異が生じている現状を考えると、「IFRS ブランド」は危機にさらされていると言えますか？

DT: はい。我々は単一のグローバルな基準を持つか、それとも地域ごと、国ごとの基準を持つかを決定しなければなりません。現在、市場に混乱が生じていることがひとつの問題となっています。これは規制当局にとっての懸念材料でもあります。仮に、それぞれの国が独自に「～国が採用する IFRS」と称して 1 つか 2 つの変更を加えた場合、市場はその変更箇所を把握することができません。人々が、それらの独自の IFRS はグローバルな基準でないのみならず、その結果人々が US GAAP を選択することになるかもしれません。

新基準の濫発、そしてとりわけ却下文言 (rejection wordings) に批判的な企業に対してはどのように対応しますか？

DT: 2009 年までは新基準の公表予定はありません。

我々は、改善プロジェクトに関連して、当基準の適用により発生している問題について多くのコメントを受けています。我々は、これらについて説明する解釈指針を公表すべきでしょうか？それとも主要な基準の本文を修正すべきでしょうか？我々は、もし当基準に不明瞭な点があるならば、基準の文言を修正するほうが簡単だと考えます。我々は、年に一度分量の少ない公開草案を公表するのではなく、年に一度基準の改訂版を公表することにしたいと思います。

昨年(2006 年)は IFRIC から公表された基準が僅かに 5 つ、また今年に至っては現在までに 2 つしか公表されていません。年内にあと 1 つ公表されるかもしれません。米国と比較すると、相当少ないと言えるでしょう。私個人としては、却下通知 (rejection notices) の発行は行いたくありませんが、人々は当該問題が議題にならなかった理由を示すほうがより丁寧な対応だったと考えました。却下通知は、我々の正式プロセスに含まれません。

PH: 私は、IFRIC による却下文言は、多くの点で不可解だと考えます。もちろん、IFRIC には人々から質問が寄せられており、これは何かしら不明瞭な点があることを示しています。しかしながら、IFRIC は却下通知の発行にあたり、「我々は、基準における不明瞭な点について解釈指針の公表という形で明かにするのではなく、質問への回答という形で対応する」と述べています。

LVD: これは、我々が欧州円卓会議で多く議論した問題のひとつです。BusinessEurope(欧州経営者連盟)は、この問題について当会議から多くのコメントを持ち帰りました。彼らは IFRIC からさらに詳細な指針が公表されるリスクがあると考えており、彼らがこれ以上 IFRIC から指針が公表されることを望んでいないということも興味深い事実です。私は、このような考えを理解します。なぜなら、IFRIC が詳細な指針の設定へと向かう危険性があるからです。我々は、IFRS が原則主義を維持することを望みます。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.